

御前崎市障害者福祉システムの標準化に関する
情報提供依頼（R F I）

2025年8月

御前崎市 健康福祉部 福祉課

1 背景・目的

(1) 背景

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」が令和3年9月1日施行され、地方公共団体は、住民記録、税及び福祉などの20業務（以下「標準化対象事務」という。）について、国が策定した標準仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）を利用することが義務付けられました。

現在、御前崎市で運用している障害者福祉システムが標準準拠システムに対応されないため、新たに標準準拠システムに対応する障害者福祉システム（以下「障害者福祉システム（標準準拠版）」という。）を調達する必要があります。

(2) 目的

本情報提供依頼（RFI）は、障害者福祉システム（標準準拠版）の導入に向けて、標準準拠システムの対応、御前崎市に対する提供時期及びシステムの導入経費及び利用料、運用保守等の経費等の情報を事業者から幅広く情報提供いただき、今後の確実な障害者福祉システム（標準準拠版）の導入を進めることを目的としています。

なお、本依頼書は、情報提供を依頼するものであり、構築を依頼するものではありません。

2 現行システムについて

(1) 導入システム

御前崎市において導入している障害者福祉システムは以下のとおりです。

No.	システム名	パッケージ名	導入事業者
1	福祉総合システム	SWAN（株式会社C I J）	NEC静岡ビジネス株式会社

(2) 運用状況

① 共通

- ・各業務において、行政報告例に関するデータ集約を行っています。

② 身体障害者手帳

- ・申請状況や等級などの管理を行っています。

③ 療育手帳

- ・申請状況や等級などの管理を行っています。

④ 精神障害者保健福祉手帳

- ・申請状況や等級などの管理を行っています。

⑤ 障害福祉サービス、児童福祉法のサービス等（受給者管理）

- ・支給決定情報の管理を行っています。
- ・受給者証の発行を行っています。
- ・国保連システムへの連携データを作成しています。
- ・国保連システムへの受給者台帳データを作成しています。

- ⑥ 障害福祉サービス、児童福祉法のサービス等（給付管理）
 - ・サービス提供実績の管理を行っています。
 - ・国保連システムへの連携データを作成しています。
- ⑦ 自立支援医療（更生医療）
 - ・支給判定の申請情報や支給決定情報の管理を行っています。
- ⑧ 自立支援医療（育成医療）
 - ・支給判定の申請情報や支給決定情報の管理を行っています。
- ⑨ 自立支援医療（精神通院医療）
 - ・支給決定情報の管理を行っています。
- ⑩ 補装具
 - ・補装具申請や審査情報、支払情報などを管理しています。
 - ・支給券の発行を行っています。
- ⑪ 標準化対象範囲外事務
 - ・重度心身障害者医療、日常生活用具の標準化対象事務ではない事務（以下「標準化対象範囲外事務」という。）についても障害者福祉システムで管理・運用しています。
- ⑫ データ連携
 - ・住民記録情報（個人番号情報を含む）、個人住民税情報等について、連携サーバを介してデータを受信しています。
 - ・障害福祉サービス利用者等の副本データを団体内統合宛名システムにデータを送信しています。

3 情報提供依頼内容

以下の内容について、提示・提案いただきますようお願いいたします。

ア システム提供の可否または提供可能時期について

令和7年度中（令和8年4月本稼働）の標準準拠システム（障害者福祉システム）及び標準化対象範囲外事務システムを含む総合福祉システム（以下「総合福祉システム」という。）の提供可否。令和7年度中の提供が不可の場合は提供可能時期。

イ 標準化等に係る費用等

ウ 導入・開発実績

エ システム概要とスケジュール

見積の前提となったシステム概要と想定スケジュール案

4 前提条件

調達する本システムは、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、「標準準拠仕様書等（※1）」に準拠していること。

※1 「標準準拠仕様書等」とは

主に、以下に示す「基本方針」及び「仕様書等」を指す。なお、改版された場合も対象となる。また、国から守るべき要件として新たに追加提示された資料についても、これに含むものとする。

- ・「地方公共団体情報システム標準化基本方針」

- ・「障害者福祉システム標準仕様書 第3.0版」
- ・「クラウド利用等に関する情報セキュリティポリシーガイドライン」
- ・「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」
- ・「公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」

5 留意事項

現行システムからは標準レイアウトの仕様でのデータ抽出は不可。現行事業者からは移行に対するサポートは出来かねると示されています。システム提供の際は旧システムのデータ取込を希望しますが、出来ない場合は本稼働時からの運用とします。

6 提供資料一覧

本情報提供依頼に関して御前崎市から提示する資料は次のとおりです。

資料名称	概要
情報提供依頼書	本資料
別紙1 回答書	貴社からの回答をいただく書類 ※令和7年度中（令和8年4月本稼働）の総合福祉システム提供の可否、または提供可能時期を回答
別紙2 情報提供依頼に関する質問書	

7 提出様式

- (1) 別紙1 回答書
- (2) (1)で提供可能とした場合：概算見積書、システム概要と想定スケジュール案（任意様式）
- (3) 導入・開発実績（任意様式）

8 提出方法

本件に関する資料は、以下の要領にて御提出ください。

- ・提出資料 「別紙1 回答書」

※御前崎市から指定した様式に加え、参加者における各項目での提案等がある場合には、提案内容を示した資料の添付をお願いします。

- ・提出期間 令和7年9月26日（金）午後5時まで
- ・回答方法 提出資料を添付し、下記の宛先及び件名にて電子メールで送信してください。
- ・宛 先 御前崎市福祉課障がい支援係
電子メール：fukushi@city.omaezaki.shizuoka.jp
- ・件 名 「【提出】障害者福祉システム標準化 RFI（貴社名）」

9 本件に関する質問等

本件について質問がある場合は、以下の要領にて御提出ください。

- ・受付期間 令和7年9月12日(金)午後5時まで
- ・質問方法 「別紙2 情報提供依頼に関する質問書」を添付し、下記の宛先及び件名にて電子メールで送信してください。
- ・宛 先 御前崎市福祉課障がい支援係
電子メール：fukushi@city.omaezaki.shizuoka.jp
- ・件 名 「【質問】 障害者福祉システム RFI (貴社名)」としてください。

10 その他

- (1) 本RFIは、ITシステムに関する技術や価格等の各種情報を得るための手段として用いており、契約に関する意図や意味を持つものではないことを御理解ください。
- (2) 本RFIに対して、貴社からどのような提案を御提示いただいても、それを持って将来の購入を約束するものではないことを御理解下さい。
- (3) 本RFIに基づいて資料提供・提案をいただいた提供者に対し、今後の入札等において特に優遇し、又は不利な取扱いを行うことはありません。
- (4) 提出いただいた資料・提案書等は原則として返却しません。また、提供いただいた資料・提案内容について他の第三者に提供することはありません。
- (5) 本RFIとともに御前崎市が提供した資料を、第三者に開示・提供することは御遠慮下さい。なお、資料・提案内容を参考とし、調達仕様書等に反映させていただく場合がありますので御了承願います。